



平成 28 年 2 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 共 和 電 業
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 館 野 稔
(コード番号 6853 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 田 中 義 一
(TEL 042-489-7203)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行することを決定し、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の当社第 69 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社移行後の役員体制につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事及び執行役員制度の導入に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行目的

当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行時期

本定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

(ア) 監査等委員会設置会社への移行に伴う規定の新設及び改廃

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(イ) 取締役の責任免除に係る規定の新設

取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役の責任免除に係る規定を新設するものであります。

なお、定款第 27 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(ウ) 単元未満株式についての権利に係る規定の新設

単元未満株式の管理に係るコストを合理的なものとするため、単元未満株式についての権利に係

る規定を新設するものであります。

(エ)その他

当社における手続等の明確化のため、法令等にて定められている諸事項を明記するなどの変更を行うほか、上記各変更に伴う、条数の変更等所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 30 日

定款変更の効力発効日 平成 28 年 3 月 30 日

以上

定款の新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第9条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く</p> <p>(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第10条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p><u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は3名以上とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそ</u></p>

<p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第19条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の業務執行を決定する。</p> <p>第20条～第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>れ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第20条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>
--	--

<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規則) <u>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) <u>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (員 数) <u>第24条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) <u>第25条 監査役は株主総会において選任する。</u> <u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) <u>第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>(常勤の監査役) <u>第27条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) <u>第28条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) <u>第29条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>(監査等委員会規則)</u> <u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 <u>第30条～第31条 (条文省略)</u></p> <p>(新設)</p> <p>第7章 計算 <u>第32条～第34条 (条文省略)</u></p>	<p>第6章 会計監査人 <u>第31条～第32条 (現行どおり)</u></p> <p>(報酬等) <u>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算 <u>第34条～第36条 (現行どおり)</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第69期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>第2条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第69期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であったものの損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
-------------	---